

運河ルネサンス推進地区の指定

【地区名】

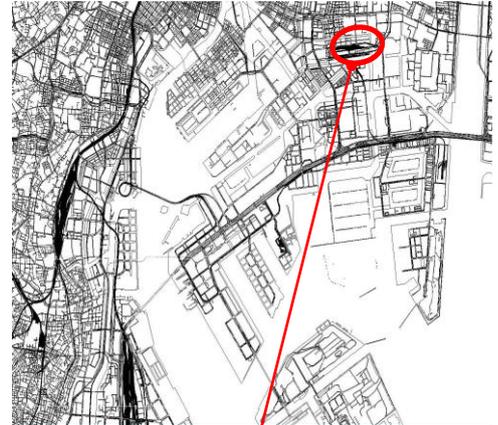
運河ルネサンス東陽・新砂地区

【位置】

図1のとおり

【区 域】（図2参照）

東陽一丁目、東陽二丁目、
新砂一丁目の一部、塩浜二丁目の一部



運河ルネサンス東陽・新砂地区
(汐浜・汐見運河周辺)

(図1) 運河ルネサンス推進地区位置図

【運河ルネサンスの推進方針】（図2参照）

1 水上施設の立地に関する方針

- 汐浜・汐見運河周辺の個性あふれる水辺の魅力や水辺のにぎわいの創出に寄与する施設を立地する。
 - ・ 水上施設の立地を推進する水域は、区域内運河のうち航路（運河中心より可航幅員の 2 分の 1 までの範囲）を除いた部分（図 2 参照）とする。
 - ・ 立地を推進する施設は、次のとおりとする。
 - レクリエーションボート乗り場
 - 体験・学習・教育関連施設
 - 水辺活動の交流拠点施設

2 施設の整備等に関する方針

- 人々が水辺を楽しみ、水辺に親しみ、水辺の豊かな自然と触れ合えるように、地域と行政（地元区、都）が連携を図って安全に安心して楽しく近づける運河・遊歩道の管理を行う。
- 水辺の豊かさを感じられる、テラスや簡易栈橋などの整備を進め、周辺の住民や学校、企業同士などの地域連携を通じた交流機会の創出を図る。

3 地域の交流活性化に対する支援の方針

- 一時的なイベント等には、関係機関等と調整の上、航路内水域等も利用できることとし、イベント等の運営が円滑に行われるよう支援をする。
- 水辺でのイベントに際しては、ホームページなどで PR するなどの後援活動を行う。

(図2) 運河ルネサンス東陽・新砂地区の「区域」及び「推進方針」



区 域		運河ルネサンス推進地区 (東陽・新砂地区)
推 進 方 針		水上施設の立地及び イベント等水上活動を推進する水域
		イベント等水上活動を推進する水域

(参考) 運河の可航幅員

運河名	可航幅員
汐浜運河	15m
汐見運河	15m

※ 推進地区内においても「水上施設の立地及びイベント等水上活動を推進する水域」を利用するためには、別途関係機関等との調整、手続が必要